

<別紙2>

ご利用料のご案内
(令和6年8月1日現在)

(A) 介護保険サービスの自己負担（自己負担割合1割の場合）

※2割・3割負担の方は掛けてお考えください(端数計算により誤差を生じる事があります)

1) 基本サービス料（要支援は1月あたり、要介護は1日あたり）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1～2 時間	2268 円 (月)	4228 円 (月)	369 円	398 円	429 円	458 円	491 円
2～3 時間			383 円	439 円	498 円	555 円	612 円
3～4 時間			486 円	565 円	643 円	743 円	842 円
4～5 時間			553 円	642 円	730 円	844 円	957 円
5～6 時間			622 円	738 円	852 円	987 円	1120 円
6～7 時間			715 円	850 円	981 円	1137 円	1290 円
7～8 時間			762 円	903 円	1045 円	1215 円	1379 円

2) その他の介護サービス料（要介護）

名 称	単位	金 額	備 考
延長加算 8～9 時間	1 回	50 円	
延長加算 9～10 時間	1 回	100 円	
延長加算 10～11 時間	1 回	150 円	
延長加算 11～12 時間	1 回	200 円	
リハビリテーション提供体制加算	1 回	12 円	手厚いリハビリ体制への評価。3～4 時間の提供時に算定。
	1 回	16 円	手厚いリハビリ体制への評価。4～5 時間の提供時に算定。
	1 回	20 円	手厚いリハビリ体制への評価。5～6 時間の提供時に算定。
	1 回	24 円	手厚いリハビリ体制への評価。6～7 時間の提供時に算定。
	1 回	28 円	手厚いリハビリ体制への評価。7～8 時間の提供時に算定。
理学療法士等体制強化加算	1 日	30 円	理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士を専従かつ常勤で2名以上配置
入浴介助加算 I	1 日	40 円	
II	1 日	60 円	自宅での入浴を目指した計画を作成、実施した場合に算定。
リハビリテーションマネジメント加算 イ(開始より6ヶ月以内) 同(開始より6ヶ月以降)	月	560 円	ご利用者様の動作や状態を調査し、それに合わせてリハビリテーションを計画、医師または医師の指示を受けた理学療法士・作業療法士がリハビリテーション会議の場を通じて内容をご説明いたします。医師が説明を行った場合は、270 円(負担1割の場合)が追加されます。
	月	240 円	
リハビリテーションマネジメント加算 ロ(開始より6ヶ月以内) 同(開始より6ヶ月以降)	月	593 円	リハビリテーション会議は、利用開始から6ヶ月間は月に1回、それ以降は3ヶ月に1回開催します。 更に計画の内容や状態を厚労省に報告した場合は左記「ロ」が、それに加えて口腔・栄養について一体的に取り組む場合は「ハ」が適用されます。
	月	273 円	
リハビリテーションマネジメント加算 ハ(開始より6ヶ月以内) 同(開始より6ヶ月以降)	月	793 円	
	月	473 円	
(医師が説明を行った場合)	月	270 円	詳しくは当施設職員がご担当のケアマネージャーにお尋ねください。
短期集中 個別リハビリテーション実施加算	1 回	110 円	退院日又は認定日から3ヶ月以内の個別リハビリテーション
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算 I 同 II	1 回	240 円	利用開始から3ヶ月以内、週2回までの認知症リハビリテーション
	月	1,920 円	利用開始から3ヶ月以内、月4回以上の認知症リハビリテーション
生活行為向上リハビリテーション 実施加算 (6ヶ月以内)	月	1,250 円	実際の生活の場面での動作を確認し、それを向上させるリハビリテーション。

若年性認知症利用者受入加算	1 日	60 円	若年性認知症利用者(65 歳未満)の場合
栄養アセスメント加算	月	50 円	栄養状態を把握し状態を説明、相談等の対応を行った場合。
栄養改善加算	1 回	200 円	低栄養(の恐れのある)利用者への栄養管理。月2回まで。
口腔・栄養スクリーニング加算 I 同 II	1 回	20 円	6 月毎に口腔・栄養状態について確認、ケアマネージャーに報告した場合。
	1 回	5 円	〃 口腔または栄養状態について確認、〃
口腔機能向上加算 I 同 IIイ 同 IIロ	1 回	150 円	口腔機能向上サービスの提供が必要な場合。月2回まで。
	1 回	155 円	Iに加え、そのデータを厚生労働省に提供、リハマネ「ハ」。月2回まで。
	1 回	160 円	Iに加え、そのデータを厚生労働省に提供、リハマネ「イ」「ロ」。月2回まで。
重度療養管理加算	1 日	100 円	要介護 3 以上で、療養上の管理が必要な場合
中重度者ケア体制加算	1 日	20 円	中重度者の割合が一定以上のとき、全員に対し算定。
科学的介護推進体制加算	月	40 円	利用者の状態を厚労省に提供、得られた結果を活用している場合。
退院時共同指導加算	月	600 円	入院中の方が退院後に通所リハを使用する場合に、退院前に医療機関の関係職と協同して、退院後の生活やリハビリテーションについての指導を行います。
介護職員等処遇改善加算	月	-	介護保険サービス利用料の総額に 5.3～8.6%が加算されます。
サービス提供体制強化加算 I 同 II 同 III	1 日	22 円	介護職員のうち、介護福祉士を 7 割を超えて配置、または勤続10年以上の介護福祉士を 2.5 割を超えて配置。
	1 日	18 円	介護職員のうち、介護福祉士を 5 割を超えて配置
	1 日	12 円	介護職員のうち、介護福祉士を 4 割を超えて配置

2) その他の介護サービス料（要支援）

項 目	単位	月 額	適 用
生活行為向上リハ実施加算 (6ヶ月以内)	月	562 円	実際の生活の場面での動作を確認し、それを向上させるリハビリテーション。
若年性認知症利用者受入加算	月	240 円	若年性認知症利用者(65 歳未満)の場合
栄養アセスメント加算	月	50 円	栄養状態を把握し状態を説明、相談等の対応を行った場合。
栄養改善加算…A	月	150 円	低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者への栄養管理
口腔・栄養スクリーニング加算 I 同 II	月	20 円	6 月毎に口腔・栄養状態について確認、ケアマネージャーに報告した場合。
	月	5 円	〃 口腔または栄養状態について確認、〃
口腔機能向上加算…B I 同 II	月	150 円	口腔機能向上サービスの提供が必要な場合。月2回まで。
	月	160 円	Iに加え、そのデータを厚生労働省に提供。月2回まで。
一体的サービス提供加算	月	480 円	上記の A・B を実施している際に算定
科学的介護推進体制加算	月	40 円	利用者の状態を厚労省に提供、得られた結果を活用している場合。
退院時共同指導加算	月	600 円	入院中の方が退院後に通所リハを使用する場合に、退院前に医療機関の関係職と協同して、退院後の生活やリハビリテーションについての指導を行います。
介護職員等処遇改善加算	月	-	介護保険サービス利用料の総額に 5.3～8.6%が加算されます。
サービス提供体制強化加算 I 同 II 同 III	月	88 円	介護職員のうち、介護福祉士を 7 割を超えて配置、または勤続10年以上の介護福祉士を 2.5 割を超えて配置。
	月	176 円	介護職員のうち、介護福祉士を 7 割を超えて配置、または勤続10年以上の介護福祉士を 2.5 割を超えて配置。
	月	72 円	要支援 1。介護職員のうち、介護福祉士を 5 割を超えて配置
	月	144 円	要支援 2。介護職員のうち、介護福祉士を 5 割を超えて配置
	月	24 円	要支援 1。介護職員のうち、介護福祉士を 4 割を超えて配置
	月	48 円	要支援 2。介護職員のうち、介護福祉士を 4 割を超えて配置

(B) 保険が適用されない利用料（保険負担の割合にかかわらず同額です）

- ① **食費** **500 円／回**（おやつ代込み・非課税）
当日になっての食事のキャンセルは、食事代相当のキャンセル料を頂きます。
- ② **日用品費** **70 円／回**（非課税）
石鹸、シャンプー、バスタオルやおしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用頂く場合にお支払い頂きます。
- ③ **教養娯楽費** **55 円／回**（非課税）
倶楽部やレクリエーションで使用する、折り紙、粘土等の材料やDVDソフト等の費用であり、施設で用意するものをご利用頂く場合にお支払い頂きます。

※ 上記①～③は、リハビリのみの短時間利用では原則適用されませんが、ご要望により該当するサービスを行う場合には発生いたします。

- ④ **理美容代** 実費（委託先の料金になります。【例】 カット洗髪・税込 2,090 円）
- ⑤ **おむつ代** 使用分を実費にて頂戴いたします。持参なさっても結構です。